

## ○館山市附属機関設置条例（抜粋）

### 資料 1-3

（目的）

**第1条** この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

（附属機関の定義）

**第2条** 附属機関とは地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定により設置され市長の諮問に応じて審査又は調査をするための機関をいう。

（設置）

**第3条** 本市に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

**第4条** 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

**第5条** 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

**第6条** 附属機関の会議は、市長の諮問に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の運営等）

**第7条** この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

(特例)

**第8条** この条例の規定にかかわらず法第138条の4第3項の規定に基づき設置された館山市特別職報酬等審議会、館山市農業協力員並びに館山市情報公開・個人情報保護審査会及び館山市情報公開・個人情報保護審議会の設置、組織及び運営については、それぞれ館山市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第49号）、館山市農業協力員設置条例（昭和31年条例第27号）、館山市情報公開条例（平成16年条例第1号）及び館山市個人情報保護条例（平成16年条例第8号）に定めるところによる。

(市長への委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

～以下略～

**別表（第3条）** ～抜粋～

附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
館山市総合計画 審議会	館山市総合計画及び館山市 まち・ひと・しごと創生総合 戦略を審議し、これらの実施 に関し必要な調査を行い、市 長に答申し、又は建議するこ と。	会長 副会長 委員	市議会議員 産業関係者 行政関係者 教育関係者 金融関係者 労働関係者 報道関係者 知識経験者	25人以内	2年